

意見・要望等の受付について

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間において
意見・要望等の受付について報告致します。
(・園長の喫煙について)

1. 第三者委員への報告日時

令和7年4月21日 午後5時

2. 第三者委員からの意見

保育園事業所内においては喫煙しないようにして下さい。

令和7年4月21日

苦情解決責任者 北畠 憲明

苦情受付担当者 東郷 紀子

